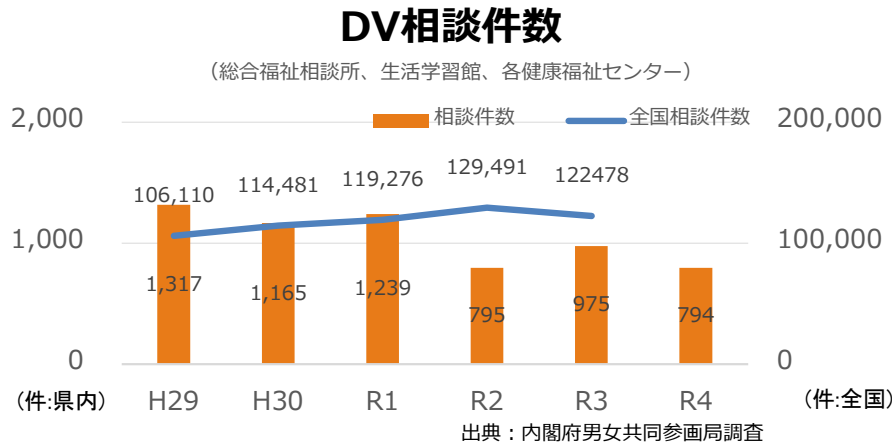


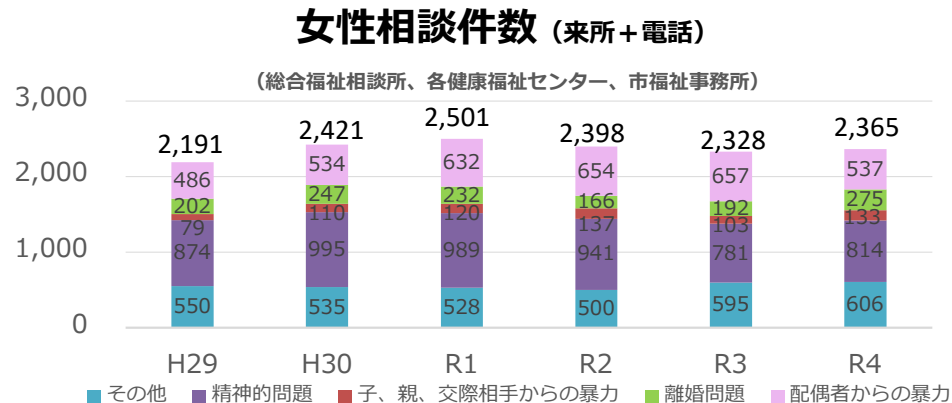
- 【根拠法令】 ①配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第2条の3 【DV法】  
 ②困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第8条 【困難女性支援法】
- 【対象者】 ①配偶者からの暴力の被害者（性別を問わない、生活を共にする交際関係含む）  
 ②性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の事情により日常生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性
- 【計画期間】 令和6年度～令和10年度（5年間）
- 【基本理念】 県民一人ひとりの人権が尊重され、必要な支援を受けながら、安心かつ自立して暮らせる地域社会の実現

## 本県のDV・女性相談の状況

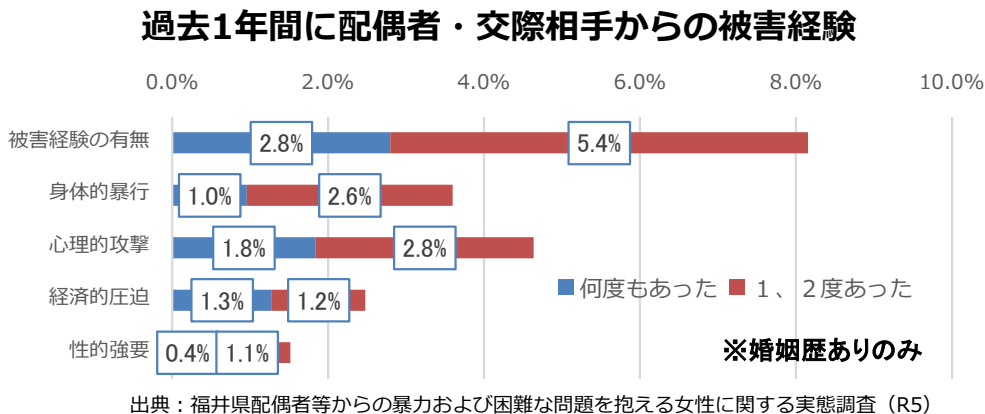
○DV相談件数は5年前（H29：R4）と比べ減少傾向



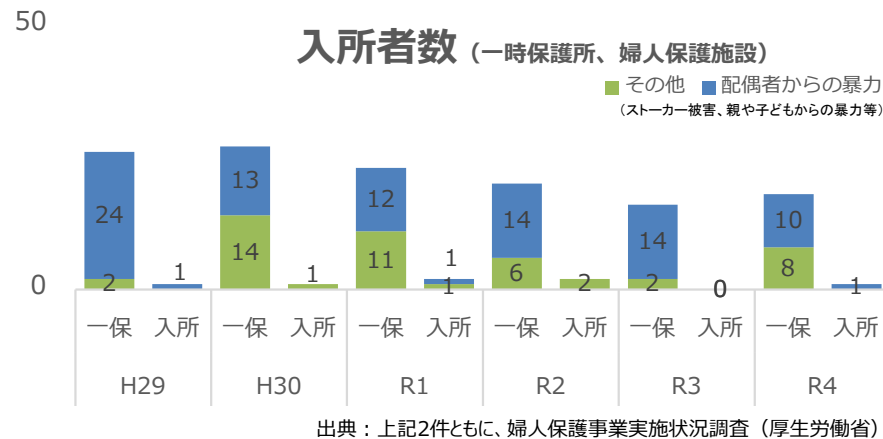
○女性相談件数は高止まりの状況  
5年前（H29：R4）と比べ8%程度増加



○過去1年間にDV被害経験のある方は約8%  
身体的暴行、心理的攻撃の被害が多い。



○一時保護所入所数や婦人保護施設入所数は減少傾向



# 福井県配偶者暴力被害者等および困難な問題を抱える女性支援計画 骨子（案）

## 現状と課題

### 基本目標1 安心して相談できる体制づくり

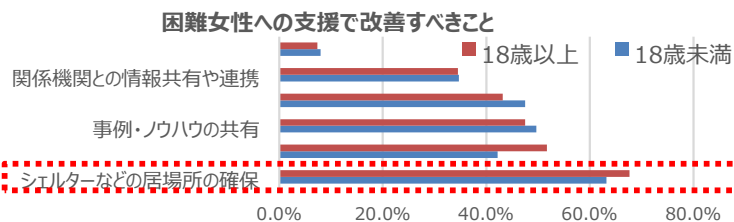
- 9か所の配偶者暴力被害者支援センターのうち、スーパーバイズや人材育成、連絡会の中心となる機関が必要

配偶者暴力被害者センター：県内9か所  
女性相談支援員：県内11名（他に、生活学習館に女性総合相談員3名）

- 365日ワンストップの相談体制が必要

### 基本目標2 安全確保に関する取組みの充実

- 支援対象者の状況等に応じた一時保護施設を確保する必要がある。また、嶺南地域等に施設を確保する必要がある。
- 民間シェルター等の居場所を求める声大きい。



### 基本目標3 途切れることのない自立支援

- 一時保護中の困難女性は経済的に困窮していることが多くDV被害者以外も活用できる施策が必要
- 同じ方が何度も保護されるケースがある。
- DV被害者の子どもの心的外傷を心配する声が多い。

### 基本目標4 関係機関、民間団体との連携協力

- 女性相談支援員同士が横の連携をとる仕組みが必要
- 民間団体の活動情報を網羅的に把握し一層の連携が必要

### 基本目標5 支援につながる社会づくり

- 若年層からの相談件数が少ない。  
20歳未満の困難女性からの相談件数(R3) 8件 (1.3%)
- 相談しやすい体制づくりとして、20歳代では、メールでの相談を望む声が多い。

## 計画における主な施策

- 女性相談支援センターを中心とした質の高い相談支援体制の再構築

・女性相談の対象にDVに加え、性被害や親子間暴力被害など困難女性の支援を位置づけ  
・それぞれの機関の強みを生かし役割を明確化し、ニーズに応じた相談支援を提供

女性相談支援センター	… 一時保護を含む相談対応、ケーススーパーバイズ
県健康福祉センター、市町	… 自立支援のためにケースワーク
生活学習館	… 一般的・広域的な相談対応、啓発

※女性相談支援センター、生活学習館、SNS相談により365日相談窓口を設置

- 支援対象者のニーズに対応した一時保護の実施

・集団生活になじめない支援対象者、男性のDV被害者、性的少数者、障がいの有無などにより一時保護所で保護が困難な場合の保護施設の確保  
⇒国庫補助を活用し、自立援助ホームや民間シェルターへの一時保護委託を推進

- 一時保護期間中の心理的アセスメント等の強化

・全ての入所者に心理的アセスメントを実施し、意思決定や心身の健康回復を支援

- 一時保護からの自立に向けた経済的支援

・配偶者暴力被害者支援事業を、困難女性にも拡大し、自立のための資金援助を充実

- 女性相談支援センターと児童相談所との連携による同伴児童の心理的ケアの強化

- 役割や地域に応じたネットワークの構築

代表者で協議する場や実務者で個別ケースの検討・支援状況を確認する場の設置  
※支援調整会議：県警、医療・教育関係、裁判所、民生児童委員、人権擁護委員、弁護士会、民間団体等

- 夜間の巡回や声掛け、相談支援等アウトリーチ支援の実施

民間団体等と協働して深夜巡回し、家に帰れずにいる若年女性等に対する声掛け、支援

- SNS等を活用した相談窓口の設置

- 男性からの相談があった場合も、性被害救済Cなど適切な支援機関につなげる